

# 再雇用者賃金シミュレーション

- 60歳到達時賃金=400,000円
- ボーナスは59歳時から無いものとする。

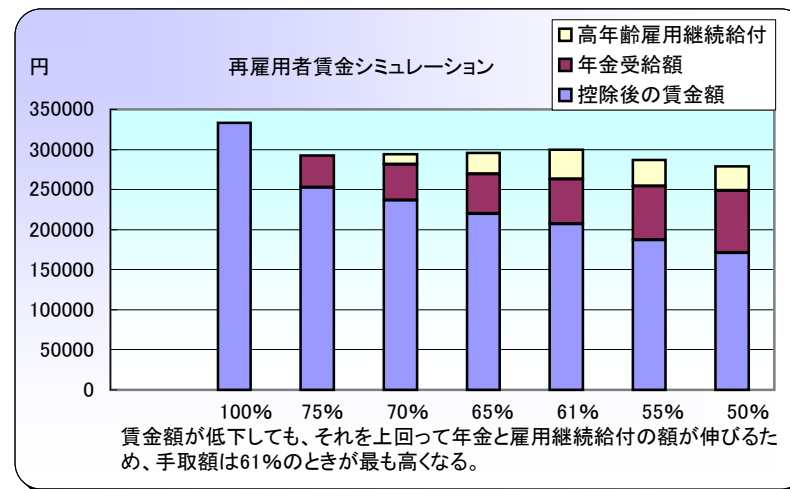
● 年金月額=100,000円

25万円が標準報酬月額の見目であり、賃金額がそれ未満であれば社会保険料の負担と年金の停止額は変わりません。従って24万4千円から24万9千円位までが計算上の最適賃金額といえます。

(単位 円)

賃金月額支給率	59歳時賃金	75%	70%	65%	61%	55%	50%
賃金	400,000	300,000	280,000	260,000	244,000	220,000	200,000
社会(雇用)保険	51,821	37,977	35,445	32,913	30,414	27,850	25,318
所得税	15,340	9,420	8,290	7,350	6,430	5,050	3,910
控除計	67,161	47,397	43,735	40,263	36,844	32,900	29,228
控除後の賃金額	332,839	252,603	236,265	219,737	207,156	187,100	170,772
年金受給額	0	40,000	44,771	49,543	55,600	66,800	78,000
高年齢雇用継続給付	0	0	13,076	26,130	36,600	33,000	30,000
合計	332,839	292,603	294,112	295,410	299,356	286,900	278,772
会社負担合計額	455,392	340,647	317,937	295,228	276,581	249,808	227,098
総手取額	332,839	292,603	294,112	295,410	299,356	286,900	278,772

この場合のように75%から61%の間では賃金を減らしても、逆に手取額が増える傾向があります。



仮に60歳以後の賃金額を59歳時の賃金額と同額にした場合

賃金月額支給率	100%
賃金	400,000
社会(雇用)保険	51,821
所得税	15,340
控除計	67,161
控除後の賃金額	332,839
年金受給額	0
高年齢雇用継続給付	0
合計	332,839
会社負担合計額	455,392
総手取額	332,839



賃金月額支給率	61%
賃金	244,000
社会(雇用)保険	30,414
所得税	6,430
控除計	36,844
控除後の賃金額	207,156
年金受給額	55,600
高年齢雇用継続給付	36,600
合計	299,356
会社負担合計額	276,581
総手取額	299,356

賃金額を59歳時の61%とすると、手取額は約10%ほど下がる程度ですが、社会保険料等を含む会社負担額は約40%も削減でき、金額にして、対象者1人につき1年間で約215万円も人件費が削減できます。

支給停止額が在職老齢年金額を上回るため全額支給停止  
高年齢雇用継続給付も低下率0%のため不支給

※解り易くするために通勤手当や年金に掛かる税金等は計算の基礎に含めていません。